

國學院大學學術情報リポジトリ

先秦時代における「ウタ」の類型：
『左傳』と「楚辭」を例として

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 中山, ひかり メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00000895

先秦時代における「ウタ」の類型

——『左傳』と「楚辭」を例として——

中山ひかり

一、問題の所在

先秦の文学發生前後における「ウタ」の持つ「機能」及び「ウタ」が成される「場」は、楚辭文学を考究する上で重要な意味を持つと思われる。本稿における「ウタ」は、現時点ではひとまず「韻文を表現する際に用いられる、声を用いた表現法」を広く指すものとする⁽¹⁾。

筆者は、これまでに「楚辭・歌」と「誦」に関する一考察⁽²⁾、楚辭における「ウタ」の意義⁽³⁾や「能爲楚聲」に関する一考察⁽³⁾において、「楚辭」の中での「ウタ」の意義について少しく検討を行った。検討を通して、次のような見解を得た。

「楚辭」に表れる「ウタ」が表現される最も原初的な場は、古代祭祀における「儀式の場」である。そして、この場で

の「ウタ」は、いわゆる歌詞に強い訴求力を附加する表現様式であり、そのために立場を超えて自志を聞き届けさせる効果を持つと見做されたのではないかとその見解を述べた。すなわち、「ウタ」には特定の「場」に於いてウタわれることで附加される「機能」があると推定したのである。

右の検討における「ウタ」の機能及び場という視点に立ち、「楚辭」の成立時期である先秦の関連文献に目を向けると、特に『春秋左氏傳』（以下『左傳』とする）における「ウタ」の引用は重要と思われる。言うまでもなく『左傳』は、極めて原初的な文化を色濃く残す書である。そのため、古代中国における「ウタ」の様相をより広範に把握するためには、『左傳』における「ウタ」もまた検討の価値があると思われる。

『左傳』において引用される「ウタ」と思われる表現形

式には、「賦」「詩」「謠」「誦」「歌」等がある。これらの「ウタ」が、如何なる「場」で如何なる「機能」を果たすのか。また、筆者がこれまでの検討で得た「楚辭」における見解と合致する点があるか否かについては、未だなお検討の余地があると考ええる。

そこで本稿では、先秦時代における「ウタ」の類型を探るための一段階として、『左傳』にみえる「ウタ」の機能及び場について考察する。なお、考察にあたっては、「楚辭」との関連という視点を設けたい。

二、先行研究概観

『左傳』と「楚辭」における「ウタ」の関連性を主題として論じた研究成果は、管見の限り見受けられない。この状況の要因は、両書の直接的・内容的影響関係が即座には認め難い点にあると思われる。

しかし、両書におけるいわゆる韻文を文体成立のなかに位置づけた成果として、中島千秋氏『賦の成立と展開』がある。第一章第五節「左傳の賦詩」では、『左傳』を「賦詩」の性質ごとに三期に分け、時期が進むにつれて聴覚文学としての「賦」よりもむしろ歌詞にあたる「修辭」に重点が

置かれるようになるとする。更に、「賦詩」が外交の場で行われる理由について、独自の見解を示しておられる。中でも「歌」が外交社交の場で用いられた場合、それはむしろ理性的な方法である」という指摘は、『左傳』における「ウタ」を検討する上で考慮されるべき指摘である。

なお「楚辭」に関する言及は、同書第三章「楚辭の説得様式」及び第四章第三節「楚辭から賦へ」に詳しい。その中では、まず楚辭作品に認められる朗誦性について指摘する。その上で、「楚辭」が説得様式を有する作であるとして多角的に論じておられる。

この他、『左傳』における『詩（經）』の引用に関する成果として、小寺敦氏の業績がある。氏は「引詩」に着目した論稿をこれまでに三篇発表しておられる（『左傳』君子會話部分の引詩について―内容分類を用いた予備的考察^①）、「左傳」の引詩に関する一考察―「賦詩斷章」の背景―、（研究ノート）『詩』の成立と伝播に関する一考察―共同祭祀の場との関係を中心に―^②）

このうち『左傳』の引詩に関する一考察―「賦詩斷章」の背景―では、所謂「賦詩斷章」「斷章取義」に着目し、『詩（經）』の原義と『左傳』に引かれる『詩』における解釈との差異について網羅的に整理・言及しておられる。加

えて最近の成果としては、富田美智江氏による一連の成果がある。(『左伝』賦詩と春秋時代の『詩』⁹⁾、歌掛けとして見る『左伝』賦詩¹⁰⁾)

また、中国の成果としては次の二書を始めとして多数ある。

曾勤良『左傳引詩賦詩之詩教研究』(文津出版社、一九九三年)

毛振華『《左伝》賦詩研究』(上海古籍出版社、二〇一一年)

筆者は、以上挙げた成果にて成された指摘を踏まえつつ、本稿においては「楚辭」との関わりにおいて考察を行う。

次項では、『左傳』に見える「ウタ」の機能と場¹¹⁾について、その性質ごとに言及する。

三、『左傳』に見える「ウタ」の「機能」と「場」

「機能」と「場」という視点から『左傳』にみえる「ウタ」に関する記事を見ると、性質上三種に大別できると考えられる。第一に、臣下によって成される公的な場における「ウタ」である。第二に、民衆によってある土地において行われる「ウタ」である。第三に、個人による私的な場における

「ウタ」である。以下、順次言及する。

a、臣下による、公的な場での「ウタ」

『左傳』に引かれる「ウタ」のうち圧倒的な割合を占めるのは、言うまでもなく「詩」すなわち『詩(經)』の引用である。これについては、前項で挙げた先行研究に概ね言及がある。従って、本稿ではその概略を述べるに留める。『詩(經)』引用の典型的な例として、「閔公元年」の記事¹²⁾を挙げておく。

管敬仲言^レ於齊侯^二曰^一、……詩云、豈不^レ懷歸、畏^レ此簡書^一。簡書同惡、相恤之謂也。請救^レ邢以從^レ簡書^一。齊人救^レ邢。

【杜注】詩小雅也。

(訓点・【】内注記・傍線部筆者附、以下同じ)¹³⁾

『詩(經)』の引用元が「雅」に集中し、「国風」からの引用が比較的少ない点は、既に毛振華氏による指摘がある¹⁴⁾。なお『詩(經)』は地の文における所謂「君子評」に引かれる場合もある。

このような場合の「ウタ」は、専ら臣下が君主に向け進

言乃至諫言を行う場合に引かれる。つまり、斯様な「ウタ」は「諫言」の要素を多分に含むと考えられる。⁽¹⁵⁾

『左傳』における「ウタ」の全てが同様の「場」において成されるかという点、そうではない。次項では、民衆による「ウタ」について述べる。

b、民による、城外での「ウタ」

ここでの「民」とは、「輿人」「國人」といった為政者による統治下にある集団を指す。『左傳』における民の「ウタ」に、次の例がある。

僖公傳二十八年

夏四月戊辰、晉侯・宋公・齊國・歸父・崔夭・秦小子憖次_二于城濮_一。楚師背_レ鄢而舍、晉侯患_レ之。聽_二輿人之誦_一。曰、原田每每、舍_二其舊_一而新是謀。公疑焉。子犯曰、戰也。戰而捷、必得諸侯。若其不_レ捷、表_二裏山河_一必無_レ害也。

【杜注】恐_レ衆畏_レ險、故聽_二其歌誦_一。

高平曰、原喻_二晉君美盛_一、若_二原田之草_一。每每然、可以謀立新功。不_レ足_レ念_二舊惠_一。

右の記事からは、「民衆による歌誦を、君主が傾聴する」という類型が認められる。⁽¹⁵⁾

また、民衆による歌誦が臣下の進言に取り込まれる場合もある。その場合、第一類と第二類両方の性格を併せ持つ「ウタ」とも見做せる。例えば、次の記事である。

僖公傳五年

八月甲午、晉侯圍上陽。問_二於卜偃_一曰、吾其濟乎。對曰、克_レ之。公曰、何時。對曰、童謠云、丙之晨、龍尾伏_レ辰。均服振振、取_二虢之旂_一。鶉之賁賁、天策焯焯。火中成_レ軍、虢公其奔。……冬十二月丙子朔、晉滅_レ虢。虢公醜奔_二京師_一。

「僖公五年」の場合は、攻め入る時機を見定める際に「童謠」を根拠とする。内容を鑑みるに、ここでの「童謠」はこれまで挙げた「詩」のような「ウタ」ではない。つまり、素より為政者の間で浸透し、ある種成句的に引用される類の「ウタ」ではなく、ちょうどその時に巷で流行したものであるろう。そして、進言の通りに攻め入った結果、「童謠」が示した通り目標の地を滅ぼせた。「ウタ」が言うなれば「籤意」を示す、興味深い記事である。この「ウタ」が臣下の

言に流入することで、「君主に申し上げる進言及び自身の判断に、説得力を持たせる」という機能果たすと考えられよう。

「宣公二年」における築城夫による「ウタ」が成される場面では、子罕が「ウタ」の内容を受け、後顧の憂いを払おうとする。ここでの「ウタ」は、労働歌の類と思われる。

襄公傳十七年

宋皇國父爲_二大宰_一。爲_二平公_一築_レ臺、妨_二於農收_一。子罕請_レ俟_二農功之畢_一。公弗_レ許。築者謳曰、澤門之哲、實興_二我役_一。邑中之黔、實慰_二我心_一。子罕聞_レ之親執_レ朴、……謳者乃止。或問_二其故_一。子罕曰、宋國區區而有_レ詛有_レ祝、禍之本也。

また「宣公二年」では、使を通してではあるが為政者が民衆の「ウタ」に対し問答を交わす記事がある。使の問いは、「城者謳」に対し四字句の連続で成される。そのため、この問いも「ウタ」のような表現法であった可能性がある。

宣公傳二年

宋城。華元爲_レ植巡_レ功。城者謳曰、睥其目、皤其腹。

棄_レ甲而復。于思于思、棄_レ甲復來。使_二其驂乘謂_レ之曰、牛則有_レ皮、犀兕尙多。棄_レ甲則那。役人曰、從其有_レ皮、丹漆若何。華元曰、去_レ之。夫其口衆我寡。

華元は「去之」として、「城者」の考えを改めさせることを諦めてしまう。後に言及する「楚辭」「漁父」にみえる「問答の末の物別れ」に類似した「ウタ」の描写とも考えられる。

以上の例では、彼らの「ウタ」を聞いた為政者たちは、「ウタ」に現れる治世の実情を受け止め、対処を試みる。『左傳』に引かれる民衆の「ウタ」は、国の禍や変化の時機といった、為政者にとって看過し難い内容を銜うことなく表現する「ウタ」なのであろう。

この他、『左傳』には「籤歌」ともいうべきウタの挿入が複数ある。次に挙げる「ウタ」では、国で起きた動乱や行われる治世に対し明確に評価を下すという特徴がある。

襄公傳四年

冬十月、邾人・莒人伐_レ鄆。臧紇救_レ鄆、侵_レ邾、敗_二于狐駘_一。……國人誦_レ之曰、臧之狐裘、敗_二我於狐駘_一。我君小子、朱儒是使。朱儒朱儒、使_二我敗_二於邾_一。

襄公傳三十年

鄭子皮授_二子產政_一。……從_レ政一年、輿人誦_レ之曰、取_二我衣冠_一而楮_レ之、取_二我田疇_一而伍_レ之。孰殺_二子產_一、吾其與_レ之。及_二三年_一又誦_レ之曰、我有_二子弟_一、子產誨_レ之。我有_二田疇_一、子產殖_レ之。子產而死、誰其嗣_レ之。

以上挙げた民衆による「ウタ」は、公的な場でウタわれる「ウタ」ではない。しかし、それにも関わらず、君主や臣下は彼らの「ウタ」に耳を傾け、「ウタ」の内容に沿って策を巡らすのである。この様相から、民衆による「ウタ」は、「時々の実情が取り繕われず表明される」という性格のある「ウタ」として描写されていると考えられる。この性格は、『詩（經）』における「諷」ひいては「賦」にも通じる所があるのではないだろうか。

続いて次項では、これまで挙げた「ウタ」とは異なり個人によってなされる「ウタ」について述べる。

c、個人による私的な場における「ウタ」

これまで言及した二類の「ウタ」の他、個人による私的な場における「ウタ」も少数ながら存在する。「隱公元年」

に、母子（姜氏と莊公）が「ウタ」を唱和し、不仲を解消するという記事がある。

隱公傳元年

公入而賦。大隧之中、其樂也融融。姜出而賦。大隧之外、其樂也洩洩。遂爲_二母子如_レ初_一。君子曰、穎考叔純孝也。愛_二其母_一施及_二莊公_一。詩曰、孝子不_レ匱、永錫_二爾類_一。其是之謂乎。

【杜注】不_レ匱、純孝也。莊公雖_レ失_二之於初孝_一、心不_レ忘_レ孝。叔感而通_レ之、所謂永錫_二爾類_一。詩人之作、各以_二情言_一。君子論_レ之、不_二以_レ文害_レ意_一。故春秋傳引詩、不_下皆與_二今說_一詩者一同_上。他皆放_レ此。

また、「昭公十二年」に、「郷人」による「歎」及び「歌」がある。「歎」は、中島氏のいわれる通り句末の「乎」字の反復が次掲「歌」と相通ずる所があり、一種の「ウタ」と見做せる。なお、ここでの「郷人」は集団ではなく、名を持たない個人と解してよいと思われる。

昭公傳十二年

南蒯之將_レ叛也、其郷人或知_レ之、過_レ之而歎且言曰、

恤_レ恤_レ乎、欸_レ乎攸_レ乎、深思而淺謀、邇身而遠志。家臣而君圖、有人矣哉。……

將_レ適_レ費_レ飲_レ郷人酒。郷人或歌_レ之曰、我有_二圃生之_一。『乎、從_レ我者子乎。去_レ我者鄙乎、倍_二其郷_一者恥乎。已乎已乎、非_二吾黨之士_一乎。』

この「ウタ」が成された後、季平氏は「吾不爲怨府」として、元凶である叔仲小を追放せんとする。「郷人」は重臣でもなければ、積極的な諫言を成すべき立場にもない。それでいて、「ウタ」が成された場合、君主乃至臣下は聞き入れてしかるべき行動をとるのである。⁽¹⁶⁾

以上『左傳』における「ウタ」を試みに三類に分けて検討した。ほとんどの場合において、「ウタ」は「自志を述べる際に訴求力を持たせる」という機能を有するのではないかと考えられる。更に言えば、そうした機能のために、君主は傾聴せざるを得ないのである。

そして、そのような様相は「楚辭」においても認められるのである。次項では、「楚辭」における「ウタ」の「機能」と「場」について言及する。

四、「楚辭」における「ウタ」の機能及び場

『左傳』において「楚辭」の引用は絶無であり、本稿においても直接の関連を示すつもりはない。ただ「ウタ」の機能及び場」という観点から見れば、両者に通底する觀念があると考えられる。

筆者は現在、「楚辭」における「ウタ」の場は二種に大別されると見ている。以下、順に述べる。

a、祭祀における、人から神に対する「ウタ」

作品自体が「歌」の形を採る「九歌」及び「招魂」「大招」の「歌」がこれにあたる。前項までに述べた『左傳』に関する「ウタ」の中では、「臣下による、公的な場において成される「ウタ」との類似性があると考えられる。特に、「ウタ」を成す者と聴き届ける者との関連性においてである。王逸『楚辭章句』及び朱熹『楚辭集注』には、次の通りある。

其祠必作_二歌樂鼓舞_一、以樂_二諸神_一。……上陳_二事_レ神_一之敬、下見_二己之冤結_一、託_レ之以風諫。故其文意不_レ同_レ章。⁽¹⁷⁾（王逸注）

其祀必使^レ巫覡作^レ樂歌舞^一、以娛^レ神。……因^レ彼事^レ神之心、以寄^レ吾忠君愛國・眷戀不忘之意^一、是以其言雖^レ若^レ不能^レ無^レ嫌^レ於燕昵^一、而君子反有^レ取焉。
(朱熹注)

擬作か更訂かで意見が割れるものの、本旨に関しては一致している。この限りでは、少なくとも形式としては、神に饗するための樂歌である。

また、「九歌」が神のためのうたであり、その場に居合わせただろう観客を想定したうたではない点も押さえるべきである。

「九歌」本文に読み込まれる「ウタ」の例として、次の例がある。

揚枹兮拊鼓、
疏緩節兮安歌、
陳竽瑟兮浩倡。⁽¹⁾
枹^{ぼち}を揚げて鼓を拊ち、
節を疏緩にして安かに歌ひ、
竽瑟を陳ねて浩く倡ふ。(東皇太一)

成禮兮會鼓、
傳芭兮代舞、
姱女倡兮容與。
禮を成し鼓を會ち、
芭を傳へて代るがはる舞ひ、
姱女倡ふこと容與たり。(禮魂)

以上の句は、儀式における音楽の描写である。楚辭には、全体を通して後代に「賦」に發展する「敷陳」の意識があるため、ここでの「歌」は、次句「倡」とほぼ同義と思われる。

これらの「ウタ」は、巫による神を対象とした「ウタ」である。「九歌」を実演する「巫」と、その対象である「神」は、接点はあれど決して同格にはなり得ない。これは、懷王と屈原との関係性にも相似の関係性と言える。筆者が『左傳』の「臣下による、公的な場において成される「ウタ」との類似性を認めたのは、この点においてである。

続いて、「楚辭」における賢人による「ウタ」について言及する。

b、引用される「歌」 賢人の歌とその意図

「離騷」では、巫咸の占いで進退を決せんとするくだりで、三人の賢人が優れた君主の登用に遭った故事が登場する。⁽²⁾

說操築於傅巖兮、武丁用而不疑。

說築を傅巖に操れるに、武丁用ひて疑はず。

呂望鼓刀兮、遭周文而得舉。

呂望の刀を鼓せる、周文に遭ひて擧ぐるを得。

甯戚之謳歌兮、齊桓聞以該輔。

甯戚の謳歌せる、齊の桓聞きて輔に該ふ。そな（離騷）

甯戚の故事は、『淮南子』卷十二「道應訓」・『呂氏春秋』卷十九「離俗覽第七」⁽²³⁾に見える。「九章」「惜往日」に「甯戚歌而飯牛」とあるように、牛に飼料をやりながら歌っていたのを、たまたま通りがかった桓公が聞いて登用したという故事である。⁽²⁴⁾甯戚の歌を、『淮南子』は「商歌」としている。「商歌」と言えば、人に自らを認めさせるための歌である。そして、「商歌」の相手は君主であり、自らは家畜を飼う者すなわち卑しい身分の者である。ここまで身分の差があれば、対話はほぼ不可能である。つまり、ただ言いたいことを述べるだけでは、自らの声は相手に届かないのである。そのため、「歌」を選択するのである。

つまり斯様な「歌」は、本来であれば対話の叶わない強大な力を持つ存在へ、自志を聞き届けさせるための「歌」である。

また「漁父」の、屈原と漁父の物別れを決定付ける場面では、「歌曰」として漁父の主張が総括される。

漁父莞爾而笑、鼓枻而去。

漁父莞爾として笑ひ、枻ふなまたを鼓して去る。

歌曰、滄浪之水清兮、可以濯吾纓。

歌ひて曰はく、滄浪の水清まば、以て吾が纓を濯ふべし。

滄浪之水濁兮、可以濯吾足。

滄浪の水濁らば、以て吾が足を濯ふべし。（漁父）

「漁父」は対等な問答が展開される篇であり、「楚辭」のなかでも特殊な篇と言える。ただし「ウタ」の機能という面から見れば、異なる意見を持つ者に、自志を通達するための手段として「ウタ」が用いられる点はこれまでの「ウタ」と相通ずる所がある。

以上、「楚辭」にみえる「ウタ」に関する章句について検討した。

「最も訴えかけたい主張を「ウタ」に乗せ、立場が異なる者に向けてウタうことで、聞き届けさせる」という機能は、両書に通底すると考えられる。

最後に、『左傳』の記述に見える「楚」地の言語の特殊性について、少しく触れておきたい。既に富田氏が指摘される通り、『左傳』には、楚の言語が独特の響きめいたものを有するとする記述が見受けられる。

楚令尹子元、欲蠱文夫人。……縣門不發、楚言而出。子元曰、鄭有人焉、諸侯救鄭、楚師夜遁、鄭人將奔桐丘。縣門施於内城門。鄭示楚以閒暇。故不閉城門、出兵而效楚言。故子元畏之、不敢進。

また「成公九年」に、「南音」を操る者に関する記事がある。

成公傳九年

晉侯觀于軍府、見鍾儀。問之曰、南冠而縶者誰也。有司對曰、鄭人所獻楚囚也。使稅之、召而弔之、再拜稽首。問其族。對曰、冷人也。公曰、能樂乎。對曰、先人之職官也。敢有二事。使與之琴。操南音。

【杜注】南音、楚聲。

杜預注は、「南音」を「楚聲」と見做す。換言すれば、「南音」は「楚聲」と同質の南方独特の声音であるとの見方が示される。「南」を「楚」とするのは、琴の奏者が「楚囚」の鐘儀である点からして、全くの附会とは言えないだろう。

また、『左傳』には「九歌」に関する言及がある。こゝ

での「九歌」とは、「歌われるべき九つの徳」である。

文公傳八年

晉郤缺言於趙宣子曰、……夏書曰、董之用威、勸之以九歌、勿使壞。九功之徳、皆可歌也謂之九歌。六府三事、謂之九功。……吾子之徳、莫可歌也。其誰來之。盍使陸者、歌吾子乎。宣子說之。

ここでの「九歌」は各注にて指摘される通り「楚辭」の「九歌」篇ではない。「離騷」と「天問」にも「九歌」の語は見えるが、後漢王逸はいま挙げた「文公八年」の記事を典拠とする。

啓九辯與九歌兮、 啓に九辯と九歌とあり、
奏九歌而舞韶兮、 九歌を奏して韶を舞ひ、（離騷）

啓棘賔商、九辯九歌。 啓棘ゆゑに商てんに賔し、九辯と九歌とあり。（天問）

左氏傳曰、九功之徳、皆可歌也。謂之九歌。六府三事、謂之九功。水・火・金・木・土・穀、謂之六府。正徳利用厚生、謂之三事。（王逸注）

『左傳』によれば、ここでの「九歌」は、「歌われるべき九つの徳」となる。古の聖王が備えていた、歌われるべき九つの徳をいうのであって、楚辭「九歌」のような祭祀歌とは言い難い。では、二つの「九歌」に通底する要素は何であろうか。

ここで再度、作者と受容者の関係性を考えてみたい。つまり、九つの徳が、誰によって歌われるかという視点である。仮に「歌ふべき」の対象を「君」、歌う者を「民衆」と捉えれば、神人関係と同型の関係性が認められよう。すなわち「直接意見することの叶わない相手に対し、自志を申し上げる」意である。そしてここでの「歌」は、「讃徳」すなわち民衆による君主の評価を述べた「ウタ」と言える。「歌」という形式を捉えば、君主に聞き入れられたのである。ここまで、「楚辭」にみえる「ウタ」の「機能」と「場」について言及した。

「楚辭」において「ウタ」は、本来は祭祀の場で人から神へ成される「ウタ」であった。その関係性が臣下と君主、ひいては屈原と懷王との関係性に転化したと考えられる。そして自らの言に訴求力を持たせ、自志を通達するための手段として「ウタ」が成されるようになったのではないだろうか。

更に言えば、以上言及した「ウタ」について「機能」と「場」という視点に立ってみれば、『左傳』にも同類の枠組が認められると思われる。『左傳』と「楚辭」の直接の因果関係は無いにせよ、同時代の文献に類似する発想が現れている点を指摘しておきたい。

甚だ雑駁な考察ではあるが、以上で今回の検討を終える。次項で、本稿の結論と今後の展望について述べる。

五、結論と今後の展望

本稿では、『左傳』における「ウタ」の「機能」及び「場」について、「楚辭」との関連を手掛かりとしてつつ検討を行った。

『左傳』における「ウタ」は、「機能」と「場」に応じて三類に分けて検討した。その結果、「ウタ」は「自志を述べる際に訴求力を持たせる」という機能を有するのではないかとの見解を得た。

また「楚辭」の「ウタ」は祭祀の場で人から神へ成される「ウタ」を淵源に持ち、神人間答の型が君主と臣下との関係性に応用されたと考えられる。

すなわち『左傳』及び「楚辭」に通底する「ウタ」の「機

能」とは、神人問答の型が臣下と君主、「楚辭」に限っては屈原と懷王との関係性に転化する中で、自らの言に訴求力を持たせ、自志を通達するための手段としての機能ではないかとの見解を得た。そして、「自らの言に訴求力を持たせ、自志を通達する」という「ウタ」の「機能」は、『左傳』における「ウタ」と相通ずる所があると考えられる。

今回の検討を通しては、『詩(經)』における「ウタ」の様相について、すなわち「引詩」についても筆者の見解を示すべきである。しかしながら紙幅の都合上言及に至らず、ひとまず本稿では有力な先行研究に従うこととした。これについては別稿で論じることとし、筆を擱く。

注

(1) 「ウタ」の定義について、「特定の様式」とは具体的に何を指すのかや「何を以て韻文とするか」等の疑問に答え得る厳密な定義付けを示さねばならない。特に、「韻文」の定義は本稿を含めた「ウタ」の検討に対して急務である。しかし、そのような定義付けを行うには未だ量に乏しく、先の定義以上の厳密化を成し得ていないのが現状であり、今後の諸書にみえる「ウタ」についての考察を通し、更なる厳密化を目指す所存である。本稿の時点では、今後も吟味を加えるという前提に基づいて用い

る。

(2) 『國學院中國學會報』第六十四輯 二〇一八年

(3) 研究発表、國學院大學中國學會第六十一回大會、平成三十年六月十七日

(4) 関洋紙店印刷所、一九六三年

(5) 「また、何故外交社交の場で歌や賦が用いられるかといえは、およそ広く歌というものはいかにも情熱の開放であるかに見えるが、実はそうではなく却て理性的なものであるからである。普通の語言葉ではいつなんどき心の怒りや情熱が語調に不意に現れて、いべき言葉をしくじるかも知れぬ。それでは自分も相手も困る。折角の話も破れる。それよりか歌の旋律なり曲節に合わせて、不安定な情熱を抑制しながら、そのリズムに従って述べてゆく方がよい。これは理性的な表現方法である。」

(6) 『史料批判研究』第三号、一九九九年

(7) 『東洋文化』第八十一号(東京大学 特集『左傳』と『周禮』)、二〇〇一年

(8) 『史学雑誌』第一一四卷九号、二〇〇五年

(9) 『史學』第七十七卷、二〇〇七年十二月

(10) 『アジア民族文化研究』第九卷、二〇一〇年三月

(11) この外に、文公元年の「大雅」「桑柔」の引用など。

(12) 以下『左傳』及び杜預注の出典は全て『春秋經傳集解』(十三

經注疏、藝文印書館、一九七三年)によった。

- (13) 「左伝」各国賦詩共性考論(「江南大学学报」人文社会科学版、二〇〇六年)

(14) これは、「諺」にも共通する意図である。小倉芳彦氏「諺の引用―『左傳』と『史記』の場合―」(『東洋史研究』第三十七卷四号、一九七九年)に詳細な指摘がある。なお「諺」を「ウタ」の範囲に含めるか否かについては、未だ考察の余地が残る。「ウタ」の概念規定を進める中で改めて言及したい。

- (15) なお傳公傳二十八年に「春、晉侯將伐曹假道于衛、衛人弗許。……晉侯圍曹、門焉多死。曹人尸諸城上、晉侯患之。聽輿人之謀、曰、稱舍於墓」という記事もある。ここでの「謀」は、「正義」では「曰、此謀字、或作誦。涉下文而誤耳。其云誦者、皆韻如詩賦。此稱舍於墓、直是計謀之言。不得爲誦。今定本作謀」とし、「誦」とすべきではないとの見解が示される。しかし、「曰」以降の四字句や晉侯が「聽」という全体の構成が右の記事と合致する。従って、「誦」の要素を含むとしてもよいのではないかと考える。

(16) また、ここでの「ウタ」は疑問形の連続である点も指摘しておきたい。「楚辭」にも「天問」篇に代表される連問形式の作品があるが、「天問」の場合は強烈な懷疑の念を表出する。加えて、「卜居」篇にもそうした性格が認められる。この要素については、

今後詳細な検討を進めたい。

- (17) 以下「楚辭章句」・「楚辭補注」は、全て「楚辭補注」(楚辭要籍叢刊 黃靈庚點校 上海古籍出版社 二〇一五年)より引用した。

(18) 以下「楚辭集注」は、全て「楚辭集注」(楚辭要籍叢刊 黃靈庚點校 上海古籍出版社 二〇一五年)より引用した。

(19) 以下本文の底本は全て、「屈原集校注」(金開誠 董洪利 高路明 校注 一九九六年八月發行 中華書局)を用いた。本文書下しは、便宜上「楚辭集注」(以下「集注」)の解釈に基づいた。ただし、一部私見により諸注を参照し改めたところがある。

(20) 同様の事物を言い換え、陳べ立てる意識。初めてこれを「うたい方」と結びつけ、体系的に論じたのは中島千秋氏である。氏はこの意識を「敷陳」と称し、やがて「说得様式」へと発展するものとした(『賦の成立と展開』開洋紙店印刷所 一九六三年)。

(21) 朱熹はこれら三者に関する句を「皆巫咸語、補注以爲原語、非也(皆巫咸の語にして、補注以て原の語と爲すは、非なり)」とする。この場合、「離騷」本文の「告余以吉故(余に告ぐるに吉故を以てす)」の具体例となる。反対に屈原の語とするならば、「及年歳之未晏兮、時亦猶其未央(年歳の未だ晏からず、時も亦た猶ほ其れ未だ央ぎざるに及ばん)」の補強の意と見られる。い

ずれにしても、屈原の媒酌人無くして賢君に遭った三人に続きたい（続かせたい）思いの表れである。

(22) 『淮南鴻烈集解 上』(劉文典撰 中華書局 二〇一六年)に、

「寧越欲干齊桓公、困窮無以自達、於是爲商旅、將任車。以商於齊、暮宿於郭門之外。桓公郊迎客、夜開門、辟任車。燭火甚盛、從者甚衆。寧越飯牛車下、望見桓公而悲、擊牛角而疾商歌。桓公聞之、撫其僕之手曰、異哉、歌者非常人也。命後車載之」とある。

(23) 『呂氏春秋集釋』(許維遹撰 中華書局 二〇〇九年)に、『淮南子』とほぼ同文がある。なお高誘注に、「歌、碩鼠也(歌は、碩鼠也)」とある。この場合、甯威が歌ったのは『詩經』「碩鼠」

となる。

(24) 歌の内容は、楚辭では示されていない。ただし、洪注は「飯牛歌」を引く。これは『三齊記』なる書物からの引用とされる。

今日では、辛うじて『古詩源』『太平御覽』等で見られる。しかし各書には異同も多く、甯威の作というよりは後人の仮託と見るほうが妥当と思われる。

〔キーワード〕春秋左氏傳、楚辭、歌、謠、誦